

個人年金や生命保険に加入していても 国民年金は納めなくてはならないの？

Q 私は将来の生活設計を考え、個人年金や生命保険に加入しています。国民年金に頼る気持ちはありませんので、やめたいと思うのですが。

A 国民年金は20歳から60歳までの日本国民全員が加入することになっており、個人年金や生命保険に加入しているからといってやめることはできません。国民年金で老後生活の全てが

保障されるとはいえませんが、国が責任をもって管理運営をしており、将来にわたって実質価値や生活水準を維持するために物価スライド制を導入するなど、その老後生活の保障は実質的に確保されます。

まず国民年金を納め、経済的に余裕があれば個人年金や生命保険に加入するのが正しい考え

方です。国民年金と個人年金の主なちがいを表にしましたので、参考にしてください。

公的年金は「世代と世代の助け合い」といわれ、若い働けるうちに保険料を納めて高齢者の年金を負担し、自分が年をとったらその時代の若い人たちに負担してもらおうという、社会保障制度の一つです。国民年金に加入することは国民の義務であることを充分ご理解ください。

国民年金と個人年金の主なちがい

	国民年金	個人年金
仕 組 み	世代間の助け合いにより年金を支給する 国の社会保障制度の一つ	個人が任意で契約し、老後にその契約額を受け取る貯蓄の一種
運 営	国	生命保険会社など
保 険 料	1ヶ月12,300円(平成8年度)	個人が契約した額
年金の財源	年金額の3分の1を国が負担、3分の2を保険料でまかなっている	加入者の掛金とその運用利益でまかなっている
年金額の引き上げ	物価が上昇しても年金の価値は保障される(完全物価スライド制)	物価が上昇しても年金額は契約した内容の額
税 控 除	納めた保険料は「社会保険料控除」として全額控除でき、受け取る年金は「公的年金控除」により全額無税	納めた保険料の控除額は最高5万円まで、受け取る年金額は税の控除がなく全額課税対象
事 務 費	全額国の負担	加入者の掛金

任意加入で年金づくり

国民年金は、20歳から60歳までの40年間に25年の納付期間があれば年金が受給できることになっており、25年に満たない方は、任意加入(5年間まで)して受給権に結びつけていたが、この任意加入の制度に更に5年間、最高10年間(対象は昭和30年4月1日以前に生まれた

方)の特例が加わりました。年数不足とあきらめていた方が、年をとり収入が無くなると頼りになるのは年金です。今まで納付した保険料を無駄にしないためにもこの制度を利用し、ぜひ年金を手にとってください。くわしくは役場年金係(Tel 82-1111内線247)まで。

(単位 円)

工 事 等 の 名 称	工事等の箇所	契約金額	契約の相手方
横芝町立横芝第一保育所空気調和設備機能回復工事	横芝町栗山2267番地	28,840,000	(株)外ノ内組

入札結果
8月